



税理士 山本 善通 氏

ちょっと

教えて

Q&A

Question

教育訓練費

当組合では、当期から職員の給与を大幅に引き上げたいと思います。前事業年度より、雇用者給与等支給額が2.5%以上増加し、教育訓練費も当期より発生する予定です。この場合の教育訓練費用の概要や範囲、様式等について教えてください。

Answer

【概要】

〈所得拡大促進税制〉

青色申告書を提出する中小企業者等が、雇用者給与等支給額が対前年度比で1.5%以上増加した場合に、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%の税額控除が認められます。

そして、上乗せ要件として、雇用者給与等支給額が2.5%以上増加し、教育訓練費が前年比10%以上増加した場合は、下図の通りとなります。

要件	$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 1.5\%$
中小企業者等 税額控除限度額	控除対象雇用者給与等支給増加額 × 税額控除率15%
税額控除率の 上乗せ要件	上記適用要件の増加割合が2.5%以上であり、かつ、①②のいずれかを満たす場合は25%を税額控除 $\text{① } \frac{\text{教育訓練費} - \text{比較教育訓練費}}{\text{比較教育訓練費}} \geq 10\%$ ② 経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことを証明 →税額控除率が最大40%
控除上限	法人税額の20%

上乗せ要件の対象となる教育訓練費について説明をします。

〈教育訓練費の対象者〉

法人又は個人の国内雇用者。したがって、以下の者は国内雇用者ではないため対象外となります。

- (1) 当該法人の役員又は個人事業主
- (2) 使用人兼務役員
- (3) 当該法人の役員又は個人事業主と特殊関係のある者（①役員の親族、②事実上婚姻関係と同様の事情にある者、③役員から生計の支援を受けている者、④ ②又は③と生計を一にする親族）
- (4) 内定者等の入社予定者

〈教育訓練費の明細書の記載事項〉

- (1) 教育訓練等の実施時期：「年月」は必須、「日」は任意で記載
- (2) 教育訓練等の実施内容：教育訓練等のテーマや内容及び、実施期間
- (3) 教育訓練等の受講者：教育訓練等を受ける予定、または受けた者の氏名等
- (4) 教育訓練費の支払証明：費用を支払った年月日、内容及び金額並びに相手先の氏名又は名称が明記された領収書等

【留意点】

このたびの改正により、教育訓練費の明細については、提出義務から保存義務に変更されております。

また、教育訓練費の実績が前年度0の場合も対象になりますので、留意して下さい。